

高根沢町告示第 119 号

高根沢町地域活性化起業人制度実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 10 月 22 日

高根沢町長 加 藤 公 博

高根沢町地域活性化起業人制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和 3 年 3 月 30 日付け総行応第 78 号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき、三大都市圏に所在する企業等の社員を高根沢町（以下「町」という。）に一定期間受け入れ、当該社員がその知見を活かし、地域独自の魅力及び価値の向上、地域経済の活性化及び安心・安全につながる業務に従事することで、地方創生の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 企業派遣型地域活性化起業人 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含み、入社後 3 か月未満の者及び企業等からの派遣の際、現に町の区域に勤務する者を除く。）であつて、6 月以上 3 年以内の期間、継続して町に派遣され、地域活性化、定住促進、地方圏へのひとの流れ及び関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化及び安心・安全につながる業務に従事するものをいう。

(3) 派遣元企業 三大都市圏に所在する企業等であって、企業派遣型地域活性化起業人を町に派遣する企業等をいう。

(4) 副業型地域活性化起業人 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（現に町の区域に勤務する者を除く。）であって、6月以上3年以内の期間、継続して、地域活性化、定住促進、地方圏へのひとの流れ及び関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化及び安心・安全につながる業務に従事する者をいう。

(委嘱)

第3条 企業派遣型地域活性化起業人及び副業型地域活性化起業人（以下「地域活性化起業人等」という。）は、企業等で培われた人脈、ノウハウ及び知見を活かし、業務遂行ができる経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(受入期間)

第4条 地域活性化起業人等の受入期間（以下「受入期間」という。）は、6月以上1年以内とし、受入期間の初日から起算して最長3年まで延長することができるものとする。

(就業条件及び費用負担等)

第5条 地域活性化起業人等の就業条件、費用負担その他必要事項については、町と派遣元企業又は副業型地域活性化起業人になろうとする者が協議し、協定書又は契約書で定めるものとする。

(解嘱)

第6条 町長は、地域活性化起業人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (3) 派遣元企業又は副業型地域活性化起業人が勤務する企業の都合により業務を継続できなくなったとき。
- (4) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化起業人等として必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第7条 地域活性化起業人等は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。